

水防法施行細則

(昭和三十四年七月十日山口県規則第五十四号)

水防法施行規則をここに公布する。

水防法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(標識)

第二条 法第十八条の標識は、別記第一号様式のとおりとする。

(水防信号)

第三条 法第二十条第一項の水防信号は、別表のとおりとする。

(証票)

第四条 法第四十九条第二項の証票は、別記第二号様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 水防法施行規則（昭和二十五年山口県規則第四十一号）は、廃止する。